

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和元年 第4回海老名市議会定例会 概要資料

— 令和元年10月12日(土)～13日(日) 台風19号への対応 —



災害警戒本部の状況（海老名市役所4階401会議室）

【台風19号対応経過】

◎令和元年10月12日(土)

- ・ 6:00 災害警戒本部設置 風水害警戒体制発令
- ・ 7:00 市内全域に「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」発令
- ・ 10:00 土砂災害警戒区域に「警戒レベル4 避難勧告」発令 (対象 3,518人)
- ・ 13:30 相模川浸水想定区域に「警戒レベル4 避難勧告」発令 (対象 53,666人)
- ・ 15:20 相模川浸水想定区域に「警戒レベル4 避難指示(緊急)」発令
- ・ 21:15 相模川浸水想定区域に「ダム緊急放流に伴う垂直避難」情報提供

◎令和元年10月13日(日)

- ・ 6:00 「避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始」解除
- ・ 8:15 全避難所閉鎖
- ・ 8:50 災害警戒本部解散 風水害警戒体制解除

☆避難者数 コミセン等11館：1,226人 小中学校17校：3,716人 計4,942人
☆被害状況 死者：0人 傷病者等：3人 倒壊家屋：0件 停電：約2,700世帯
☆災害警戒対応職員 市長以下延べ660人



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和元年第4回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期17日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
12月 4日	水	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
12月11日	水	委員会	総務常任委員会	午前9時
12月12日	木	委員会	文教社会常任委員会	同
12月13日	金	委員会	経済建設常任委員会	同
12月17日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
12月18日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
12月20日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分



≡ONE TEAM≡

ラグビーロシア代表
地域交流イベント

令和元年9月28日
海老名運公園陸上競技場



【案件一覧】

■ 日程 18 件			
総合計画 1 件			頁
1	議案第68号	えびな未来創造プラン2020の策定について	3
条例 4 件 (制定1件・一部改正3件)			頁
2	議案第69号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	5
3	議案第70号	海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	6
4	議案第71号	海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について	9
5	議案第72号	海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	10
指定管理者 1 件			頁
6	議案第73号	指定管理者の指定について (海老名駅自由通路・海老名中央公園)	11
住居表示等 2 件			頁
7	議案第74号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	13
8	議案第75号	町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について	14
市道 2 件			頁
9	議案第76号	市道の路線廃止について (市道214号線ほか9路線)	15
10	議案第77号	市道の路線認定について (市道214号線ほか6路線)	16
人事 3 件			頁
11	議案第78号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (竹本明生氏)	22
12	議案第79号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (今別府淳子氏)	22
13	議案第80号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (藤吉ひとみ氏)	22
補正予算 5 件			頁
14	議案第81号	令和元年度海老名市一般会計補正予算 (第5号)	23
15	議案第82号	令和元年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	31
16	議案第83号	令和元年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	32
17	議案第84号	令和元年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)	33
18	議案第85号	令和元年度海老名市公共下水道事業会計補正予算 (第1号)	34

1 議案第68号 えびな未来創造プラン2020の策定について

【策定趣旨】

市が行う全ての事業の総合的な指針となる第四次総合計画（平成20年度～令和元年度）の計画期間の終了に伴い、今後のまちづくりの方針を定める上で、羅針盤として、計画的に行政を運営するための最上位計画とするもの

【計画期間】

令和2年度から令和11年度までの10年間

【計画の構成】

1 基本理念

本市が目指すべき10年後の普遍的な姿を定め、市のまちづくりの最高理念となるもの

<10年後のめざす姿>

「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」

多彩な魅力が調和したまち海老名は、住んでいる人や訪れた人が、にぎわいを感じるとともに、誰もが一人ひとりの魅力を活かし、互いに価値観を認めあい・支えあいながら「笑顔」で暮らせる「住みやすいまち」である。

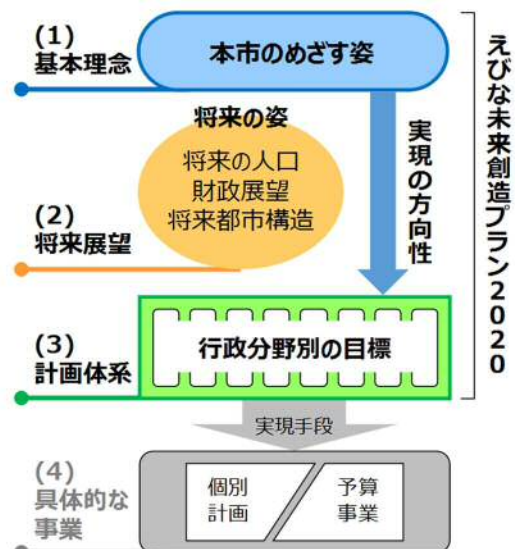
いつでも自然に「笑顔」がこぼれる、いつまでも快適に暮らしていける「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」の魅力をさらに高めていくもの

2 将来展望

基本理念の実現に向け、今後の本市の、将来人口、財政展望、将来都市構造の展望を示すもの

3 計画体系

基本理念を実現するため、行政分野別の目標を体系的に示したもの。政策上の「めざす姿」、「今後の方針」を設定するもの



【計画体系】

「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を実現するため、政策ごとにめざす姿と今後の方針を定め、体系的にまちづくりを推進する。

基本 理念	行政分野	政策
みんなが笑顔 住みやすいまち えびな	1 市民生活	1-1 地域社会と市民参加の活性化 1-2 人々が尊重しあう社会の実現 1-3 スポーツ・レクリエーションの振興 1-4 芸術・文化の振興 1-5 地域安全・交通安全の推進
	2 健康・福祉	2-1 健康づくりの充実 2-2 高齢福祉の充実 2-3 地域福祉の充実 2-4 障がい福祉の充実 2-5 子育て支援の充実 2-6 社会保障制度の充実
	3 経済・環境	3-1 商工業の振興 3-2 農業の振興 3-3 環境保全及びまちの美化推進
	4 まちづくり	4-1 社会基盤の保全・整備 4-2 住みよいまちづくりの推進 4-3 住宅政策・緑化政策の推進 4-4 まちの拠点整備
	5 教育	5-1 ひびきあう教育の実現
	6. 消防・防災	6-1 消防力の充実 6-2 危機管理対策の推進
	7. 行財政運営	7-1 経営的な視点に立った行政運営 7-2 持続可能な財政運営
	8. シティプロモーション	8-1 シティプロモーションの推進

【条例 4件】

2 議案第69号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【制定理由】

成年被後見人等について、欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断する仕組みに移行させる法律改正が行われたことに鑑み、本市においても、成年被後見人の欠格条項を定めた3つの条例について改正するもの

【改正内容】

1 海老名市表彰条例

功労者に対する特別待遇の停止又は廃止をするときから、成年被後見人又は被保佐人となったときを除く。

※功労者の特別待遇（第10条各号）

- (1) 市の挙行する各種の儀式への参列
- (2) 死亡した場合の祭し料の贈呈
- (3) その他市長が必要と認めたもの

2 海老名市下水道条例

- (1) 指定下水道工事店の指定を受けようとする者及び責任技術者の登録ができない者から成年被後見人及び被保佐人を除くとともに、精神の機能の障がいにより、工事を適正に営むことができない者及び責任技術者の職務を適正に行えない者ではないことを指定及び登録の条件とする。
- (2) 責任技術者が精神の機能の障がいにより、意思疎通等を適切に行うことができない状態となったときは、法定代理人等は市長にその旨を届け出なければならない。

3 海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

消防団員となることができない者から、成年被後見人及び被保佐人を除く。

【施行期日】

公布の日

3 議案第70号 海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

人事院勧告及び神奈川県人事委員会勧告を踏まえ、所要の改正を行うため

《令和元年人事院勧告：給与勧告の骨子から》

○月例給：民間給与との格差 0.09%

⇒初任給及び若年層の俸給月額を引上げ

○ボーナス：民間支給との格差 0.05月分引上げ

⇒勤勉手当を1.85月分から1.9月分へ引上げ

【主な改正点】

1 給料表の改定（平成31年4月1日遡及適用）

- ・大卒初任給を1,500円引上げ（185,200円⇒186,700円）
- ・高卒初任給を1,800円引上げ（158,300円⇒160,100円）
- ・30歳台半ばまでの職員の給料表の改定を行う。

2 特定任期付職員の給料表改定（平成31年4月1日遡及適用）

- ・人事院勧告に準拠した給料表に改定を行う。

※現在、特定任期付職員の任用はない。

3 一時金支給率の引上げ（令和元年12月1日適用）

- ・勤勉手当（特定任期付職員は期末手当）の支給率を0.05月引上げ

一般職の職員（改正前）

区分	6月	12月	年間計
期末手当	1.3	1.3	2.6
勤勉手当	0.925	0.925	1.85
計	2.225	2.225	4.45

⇒

（改正後）

区分	6月	12月	年間計
期末手当	1.3	1.3	2.6
勤勉手当	0.95	0.95	1.9
計	2.25	2.25	4.5

※ただし、令和元年度は、6月期を支給済みのため、12月期の勤勉手当を0.975とする。

特定任期付職員（改正前）

区分	6月	12月	年間計
期末手当	1.675	1.675	3.35

⇒

（改正後）

区分	6月	12月	年間計
期末手当	1.7	1.7	3.4

※ただし、令和元年度は、6月期を支給済みのため、12月期の期末手当を1.725とする。

【改正条例】

第1条：海老名市一般職の職員の給与に関する条例

第2条：海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

【改正文の説明】

第1条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例

第17条（勤勉手当）関係

- ・第2項第1号の改正規定

勤勉手当の率について、「100分の92.5」を「100分の95」に改正

別表第1（第4条関係）

- ・行政職一給料表（行政職二給料表の適用を受けない職員）
- ・行政職二給料表（自動車運転士・調理師・業務員・用務員及び調理員）

附則（令和元年12月に支給する勤勉手当の特例措置）関係

- ・令和元年12月に支給する勤勉手当の特例

勤勉手当⇒「100分の95」とあるのを「100分の97.5」とする。

※令和元年の引上げ0.05月分を12月に支給



「附則に次の1項を加える。」

（令和元年12月に支給する勤勉手当の特例措置）

- 19 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第17条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

第2条 海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

第7条（給与の特例）関係

- ・第1項の表の改正規定

特定任期付職員に適用する給料表のうち、1号級の給料月額を1,000円引き上げ、「374,000円」を「375,000円」とする。

※現在、特定任期付職員の任用はない。

第8条（給与条例の適用除外等）関係

- ・第2項の改正規定

海老名市一般職の職員の給与に関する条例第16条第2項に規定する期末手当の率を、特定任期付職員の期末手当に適用する場合

「100分の130とあるのは100分の167.5とする。」を

「100分の130とあるのは100分の170とする。」に改正する。

附則（令和元年１２月に支給する期末手当の特例措置）関係

- ・令和元年１２月に支給する期末手当の特例

「１００分の１７０」とあるのを「１００分の１７２.５」とする。

※令和元年の引上げ０.０５月分を１２月に支給



「附則に次の１項を加える。」

(令和元年１２月に支給する期末手当の特例措置)

- ９ 令和元年１２月に支給する期末手当に関する第８条第２項の規定の適用については同項中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７２.５」とする。

【附 則】

第１条

- 施行期日

公布の日

- 適 用

- ・改正後の海老名市一般職の職員の給与に関する条例

給料表（別表第１）・・・平成３１年４月１日から適用

勤勉手当の特例・・・令和元年１２月１日から適用

- ・改正後の海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

給料表・・・平成３１年４月１日から適用

期末手当の特例・・・令和元年１２月１日から適用

第２条

- 給与の内払（一般の職員・特定任期付職員）

4 議案第71号 海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について

【改正理由】

経済・社会情勢に鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を引き上げたため

【改正内容】

第6条（期末手当）関係

・第2項の改正規定

⇒支給率について、「100分の222.5」を「100分の225」に改正する。

附則（令和元年12月に支給する期末手当の特例措置）関係

・令和元年12月に支給する期末手当の特例

「100分の225」とあるのを「100分の227.5」とする。

※令和元年の引上げ0.05月分を12月に支給



「附則に次の1項を加える。」

（令和元年12月に支給する期末手当の特例措置）

29 令和元年12月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については同項中「100分の225」とあるのは「100分の227.5」とする。

区分	6月	12月	年間計	⇒	区分	6月	12月	年間計
期末手当	2.225	2.225	4.45		期末手当	2.25	2.25	4.5

※ただし、令和元年度は、6月期を支給済みのため、12月期の期末手当を2.275とする。

【附 則】

1 施行期日

公布の日から施行し、改正後の海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の規定は令和元年12月1日から適用する。

2 期末手当の内払

5 議案第72号 海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

【改正理由】

経済・社会情勢に鑑み、市議会議員の期末手当の額を引き上げたいため

【改正内容】

第5条（期末手当）関係

・第2項の改正規定

⇒支給率について、「100分の220」を「100分の222.5」に改正する。

附則（令和元年12月に支給する期末手当の特例措置）関係

・令和元年12月に支給する期末手当の特例

「100分の222.5」とあるのを「100分の225」とする。

※令和元年の引上げ0.05月分を12月に支給



「附則に次の1項を加える。」

（令和元年12月に支給する期末手当の特例措置）

20 令和元年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の225」とする。

区分	6月	12月	年間計	⇒	区分	6月	12月	年間計
期末手当	2.2	2.2	4.4		期末手当	2.225	2.225	4.45

※ただし、令和元年度は、6月期を支給済みのため、12月期の期末手当を2.25とする。

【附 則】

1 施行期日

公布の日から施行し、改正後の海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は令和元年12月1日から適用する。

2 期末手当の内払

【指定管理者 1件】

6 議案第73号 指定管理者の指定について（海老名駅自由通路
・海老名中央公園）

【提案理由】

海老名駅自由通路及び海老名中央公園について、指定管理者による管理を行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるもの

【概 要】

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
海老名駅自由通路	海老名市めぐみ町507番地の1
海老名中央公園	海老名市中央一丁目291番地の3



海老名駅自由通路



海老名中央公園



2 指定管理者となる団体の名称及び住所

小田急・相鉄グループ

代表団体：小田急電鉄株式会社 取締役社長 星野 晃司
東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

構成団体：株式会社小田急ビルサービス 代表取締役 今井 士郎
東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

構成団体：株式会社小田急エージェンシー 取締役社長 高成田 潔
東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

構成団体：相鉄企業株式会社 代表取締役 佐武 宏
神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 選定方法

公募（募集期間：令和元年7月3日から令和元年8月6日まで）

5 応募事業者

1者（1団体）

6 選定経過

第一次審査（書類審査）：令和元年 8月26日

第二次審査（プレゼンテーション審査）：令和元年10月 2日

【住居表示 2件】

7 議案第74号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

【提案理由】

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めたいため

【内 容】

- 1 住居表示実施区域
⇒ 河原口字下長沢・
中新田三丁目の一部
- 2 住居表示の方法
⇒ 街区方式（道路、鉄道等の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地区に街区符号を付し、その街区内にある建物に住居番号を設定する方式

住居表示実施区域図



【住居表示実施日】

令和2年6月29日

住居表示に関する法律（抜粋）

（住居表示の原則）

第2条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、・・・中略・・・次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) **街区方式** 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。
- (2) **道路方式** 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

（住居表示の実施手続）

第3条 市町村は、前条に規定する方法による**住居表示の実施のため、議会の議決を経て**、市街地につき、**区域を定め**、当該区域における**住居表示の方法を定めなければならない**。

第2項以下 略

8 議案第75号 町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について

【提案理由】

都市基盤整備の充実及び住環境整備を図るとともに、各種行政事務の合理化を図りたいため

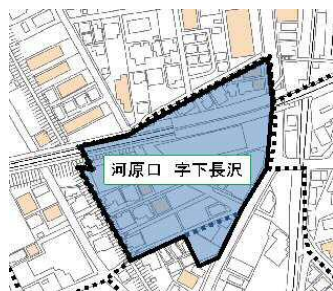
【内 容】

現在の河原口一丁目と、新たに住居表示を実施する河原口地区及び中新田三丁目の一部を合わせて河原口一丁目とする。

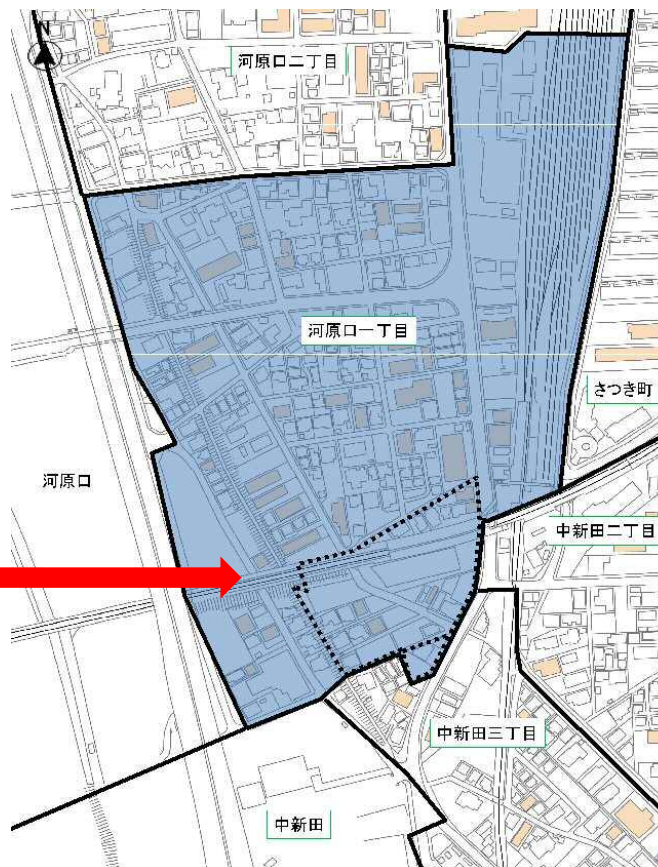
【字区域変更日】

令和2年3月31日

住居表示実施区域図



町区域の設定及び字区域変更図



凡例	
——	町界
河原口一丁目 中新田二丁目 中新田三丁目	町名

地方自治法（抜粋）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 **市町村長は**、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは**字の区域**若しくはその名称を**変更しようとするときは**、当該市町村の**議会の議決を経て定めなければならない。**

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【市道 2件】

9 議案第76号 市道の路線廃止について（市道214号線ほか9路線）

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)	廃止理由
1	214	上今泉三丁目1191番1地先	2.14	247.02	開発行為に伴う 路線の整理
		}	}		
		上今泉三丁目1904番地先	6.60		
2	1334	大谷北二丁目4044番4地先	1.25	11.90	払下げに伴う 路線の廃止
		}	}		
3	430	中新田五丁目2155番2地先	3.00	210.20	区画整理事業に伴う 路線の整理
		}	}		
3	432	中新田五丁目2179番地先	8.25	190.70	区画整理事業に伴う 路線の整理
		中新田五丁目2201番1地先	3.00		
3	433	中新田五丁目3065番1地先	8.50	478.84	区画整理事業に伴う 路線の廃止
		中新田五丁目3062番3地先	2.50		
3	434	中新田五丁目3250番地先	16.05	1089.50	区画整理事業に伴う 路線の整理
		中新田五丁目2202番3地先	0.80		
3	479	中新田三丁目2059番4地先	14.90	132.20	区画整理事業に伴う 路線の整理
		中新田五丁目1477番1地先	2.30		
3	482	中新田五丁目1467番1地先	18.70	286.60	区画整理事業に伴う 路線の整理
		中新田五丁目2888番1地先	1.80		
3	2056	中新田五丁目1452番地先	4.50	95.80	区画整理事業に伴う 路線の廃止
		中新田五丁目1423番2地先	4.00		
4	1472	中新田五丁目1401番5地先	4.30	12.40	払下げに伴う 路線の廃止
		杉久保南一丁目1023番1地先	1.80		
		杉久保南一丁目1023番1地先	2.00		

10 議案第77号 市道の路線認定について（市道214号線
ほか6路線）

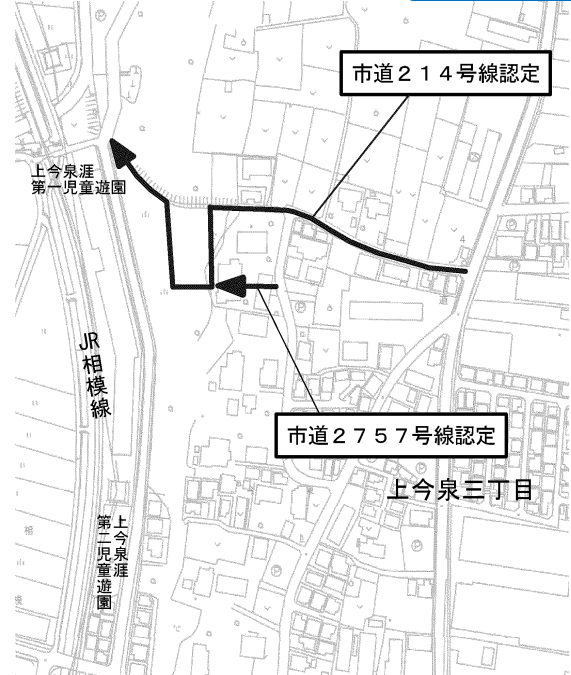
図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
1	214	上今泉三丁目1191番1地先 } 上今泉三丁目1291番6地先	4.91 } 12.19	332.39	開発行為に伴う 路線の整理
1	2757	上今泉三丁目1299番1地先 } 上今泉三丁目1182番5地先	6.00 } 10.35	38.70	開発行為の帰属に 伴う路線の認定
3	430	中新田五丁目2151番1地先 } 中新田五丁目2180番地先	3.52 } 10.41	263.56	区画整理事業に伴う 路線の整理
3	432	中新田五丁目2201番2地先 } 中新田五丁目1423番2地先	10.50 } 26.92	801.74	区画整理事業に伴う 路線の整理
3	434	中新田五丁目2202番3地先 } 中新田五丁目3111番地先	4.00 } 9.93	488.11	区画整理事業に伴う 路線の整理
3	479	中新田五丁目1477番1地先 } 中新田五丁目3250番1地先	16.00 } 29.94	348.95	区画整理事業に伴う 路線の整理
3	482	中新田五丁目1402番1地先 } 中新田五丁目2888番4地先	4.00 } 6.04	70.72	区画整理事業に伴う 路線の整理

案内図 1

廃止



認定



市道214号線認定



市道2757号線認定



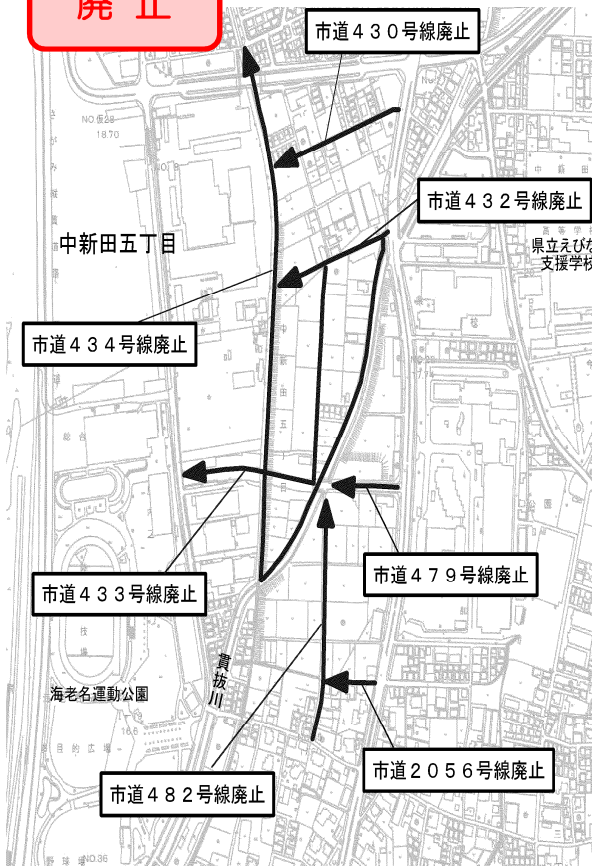
案内図 2

廃止

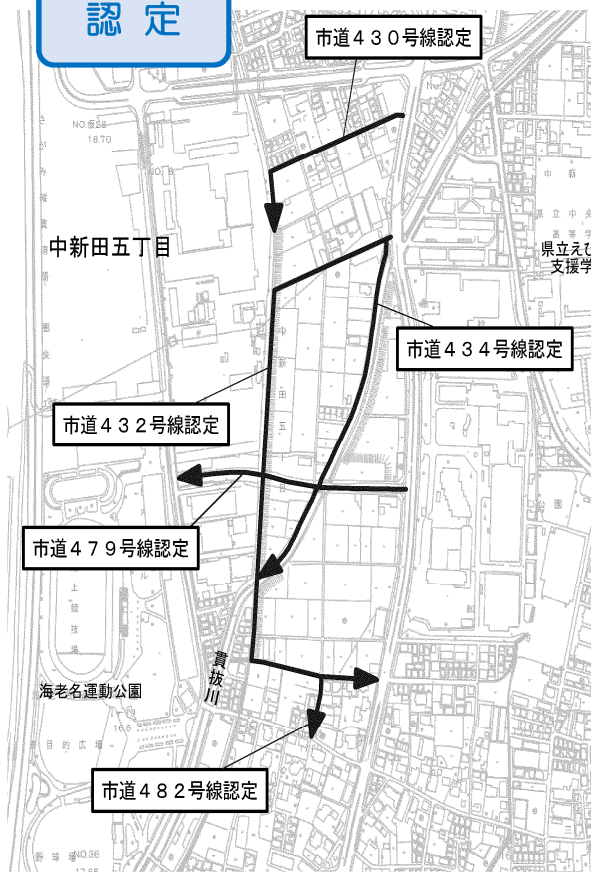


案内図 3

廃止



認定



市道430号線認定



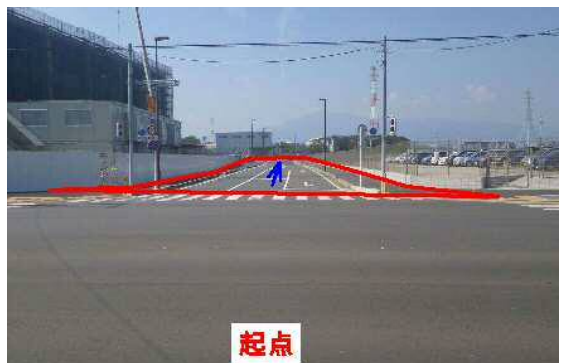
市道432号線認定



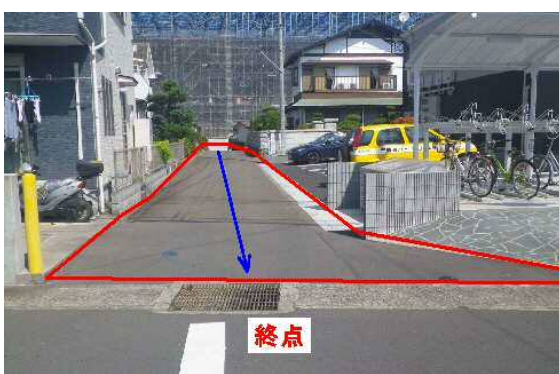
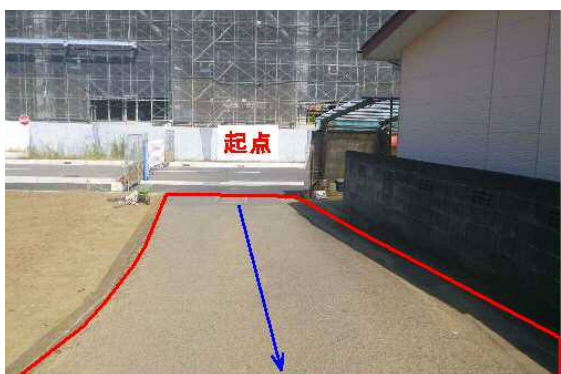
市道434号線認定



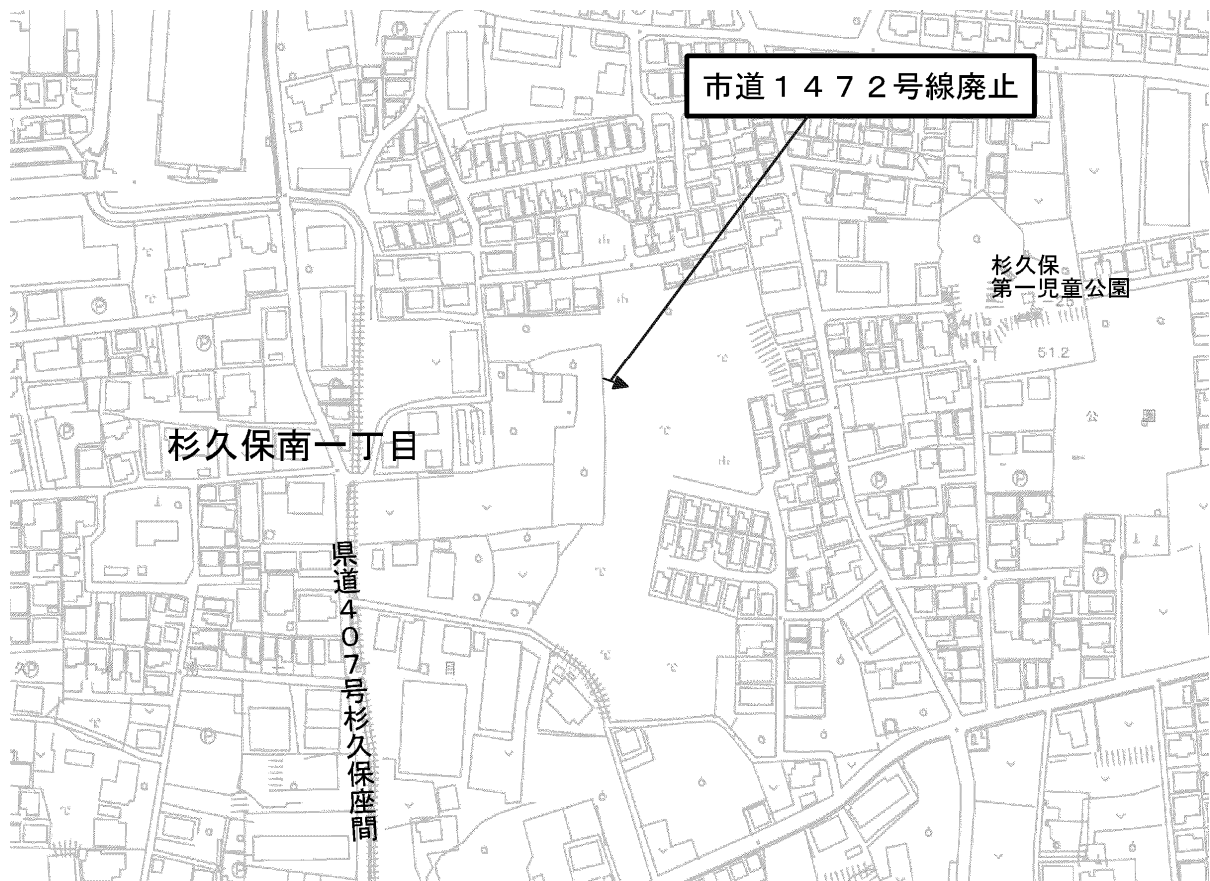
市道479号線認定



市道482号線認定



案内図 4



【人事 3件】

1 1 議案第78号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について（竹本明生氏）

現委員の竹本明生氏が令和2年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏名： 竹本 明生（たけもと あきお）

任期： 3年（令和2年7月1日～令和5年6月30日）

1 2 議案第79号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について（今別府淳子氏）

現委員の今別府淳子氏が令和2年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏名： 今別府 淳子（いまべつぷ じゅんこ）

任期： 3年（令和2年7月1日～令和5年6月30日）

1 3 議案第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について（藤吉ひとみ氏）

現委員の西海久子氏が令和2年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、後任として、新たに藤吉ひとみ氏を推薦することについて意見を求めるもの

【新たに推薦したい者】

氏名： 藤吉 ひとみ（ふじよし ひとみ）

任期： 3年（令和2年7月1日～令和5年6月30日）

【補正予算 5件】

14 議案第81号 令和元年度海老名市一般会計補正予算
(第5号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **18億8,441万4千円を追加し**、
予算総額を歳入歳出それぞれ **468億8,276万8千円**とするもの

■主な内容

- ☆厚木駅南地区市街地再開発事業において、組合の事業進捗に合わせ、都市基盤の早期整備を推進します。
- ☆台風第15号により被害を受けた農業施設に対し、補助金を交付することにより、引き続き安定した農業経営のための基盤強化を図ります。
- ☆「ふるさと納税」事業について、当初の見込みを大きく上回る寄附をいただいていることから、返礼品等の予算を増額します。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:44,998,354千円・補正額:1,884,414千円・補正後:46,882,768千円

(1) 歳入

・個人市民税	195,600千円
・法人市民税	△298,200千円
・障がい者自立支援給付費等(国庫支出金/県支出金)	44,475千円
・特殊地下壕等対策事業費(国庫支出金)	41,038千円
・社会資本総合交付金(国庫支出金)	493,562千円
・被災農業者経営体育成支援事業費(県支出金)	2,404千円
・新まちづくり基金繰入金	239,000千円
・公共施設等あんしん基金繰入金	41,000千円
・ふるさと振興事業指定寄附	250,000千円
・決算に伴う純繰越	115,366千円
・市債	500,700千円
・その他	259,469千円

合計 1,884,414千円

(2) 歳出

① にぎわいと活力あふれる元気なまちづくり 1,313,567千円

- ・ふるさと納税返礼品事業の拡充 125,099千円
- ・台風第15号の農業施設被害に係る補助の充実 3,156千円
- ・厚木駅南地区市街地再開発事業の本格化 1,184,329千円
- ・東京オリンピック・パラリンピック普及事業 983千円

○ふるさと納税返礼品事業の拡充

(1) 理由

ふるさと納税返礼品事業については、昨年度実績から、今年度の寄附額を9月補正の段階で206,156,000円と想定したが、本年度9月から10月の寄附実績がさらに想定以上に好調であり、今後も増額が予想されるため

(2) 説明

ふるさと納税振興寄附金の推計

予算額：206,156,000円

見込額：456,156,000円（本年度9月～10月の実績を踏まえ再推計）

不足額：250,000,000円 歳入補正額：250,000,000円

↓

委託料（返礼品・送料等）：228,000,000円

封筒印刷代：99,000円

見込委託料：寄附歳入見込額の50% 228,000,000円

予算現額：103,000,000円

歳出補正額：228,099,000円-103,000,000円=125,099千円

○台風第15号の農業施設被害に係る補助の充実

(1) 理由

国の補正予算による台風第15号被害農家に対し、補助金を交付するため

(2) 説明

市内に3軒の農家に対し、国3/10、県2/10、市2/10、農家3/10の割合で補助を実施する。（ただし、施設園芸共済に加入している農家に対しては、国の割合が5/10となり、農家1/10となる。今回は3軒の農家のうち、2軒が対象となっている。）

国庫支出金 1,653,544円 歳入補正予算額 1,654千円

県支出金 751,177円 歳入補正予算額 752千円

市補助額 751,177円

合計額 3,155,898円 歳出補正予算額 3,156千円

○厚木駅南地区市街地再開発事業の本格化

(1) 理由

今年度早期に組合設立が認可され国費を活用できること、権利者調整が順調に進められたことにより、年度内着手の見込みが立ったことから、事業の早期推進を図るため、当該業務に対する補助対象予算を増額補正するものです。

(2) 説明

ア 公共施設管理者、移転補償費等負担金

当初予算額 11,000,000 円 (国庫支出金 4,050 千円)

補正額 1,028,247,000 円 (国庫支出金 384,750 千円)

補正後額 1,039,247,000 円 (国庫支出金 388,800 千円)

イ 再開発事業分、移転補償費等補助金

当初予算額 103,000,000 円 (国庫支出金 30,900 千円)

補正額 156,082,000 円 (国庫支出金 98,641 千円)

補正後額 259,082,000 円 (国庫支出金 129,541 千円)

○東京オリンピック・パラリンピック普及事業

(1) 理由

2020 年に開催される東京 2020 オリンピックの聖火リレーの通過市に決定したことから、大会の機運醸成や普及啓発を図る。

(2) 説明

のぼり旗、横断幕、懸垂幕などを作成し、掲示する。

ア 消耗品

のぼり旗 82,500 円

懸垂幕 66,000 円

合計 148,500 円 補正額 149 千円

イ 委託料

周知用横断幕 349,800 円

周知用フラッグ作成 484,000 円

合計 833,800 円 補正額 834 千円

② 安全・安心なまちづくり

82,076 千円

- ・ 特殊地下壕（国分南、本郷）の埋め戻し工事等

82,076 千円

○特殊地下壕（国分南、本郷）の埋め戻し工事等

1 国分南地内

(1) 理由

国分南地区の防空壕の空洞範囲の追加確認と埋戻し工事を実施したいもの。また、本郷地区でも同様の防空壕が確認されたことから、埋戻し工事を実施したいもの

(2) 説明

委託料（追加調査）：14,245 千円

特殊地下壕（国分南）埋戻し工事：61,831 千円

特殊地下壕（本郷）埋戻し工事：6,000 千円

特殊地下壕（国分南）



特殊地下壕（本郷）



③ 安心して子育てができるまちづくり

55,745 千円

- ・ 今泉小学校の児童数の増加による新校舎の設計

55,745 千円

④ 誰もがいきいきとして暮らせるまちづくり

113,900 千円

- ・ 障がい者の自立や生活を支援

113,900 千円

⑤ その他 319,126 千円

- ・職員給与費 △5,455 千円
- ・本会議場のバリアフリーの手すりの設置 825 千円
- ・財政調整基金積立金 73,719 千円
- ・応援まごころ基金積立金 250,000 千円
- ・過年度国庫支出金、県支出金返還金 41,897 千円
- ・予備費 35,000 千円
- ・その他 △76,860 千円

合計 1,884,414 千円

2 継続費の補正

(1) 変更

①資源化センター整備事業費

(単位：千円)

	補正前	補正後	増減
平成 29 年度	22,736	22,736	0
平成 30 年度	908,284	908,284	0
令和元年度	1,078,426	1,054,936	△23,490
総額	2,009,446	1,985,956	△23,490

(理由) 事業完了に伴い、不用額を減額するため

3 繰越明許費

①市道 307 号線歩道整備工事

21,120 千円

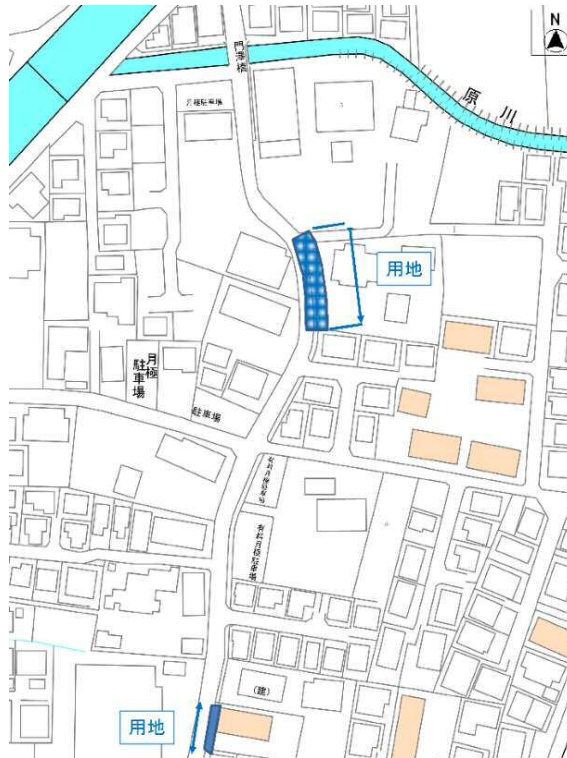
(理由) 翌年度の事業を前倒して執行し、早期完成を図るため



②市道 47 号線用地・補償

24,038 千円

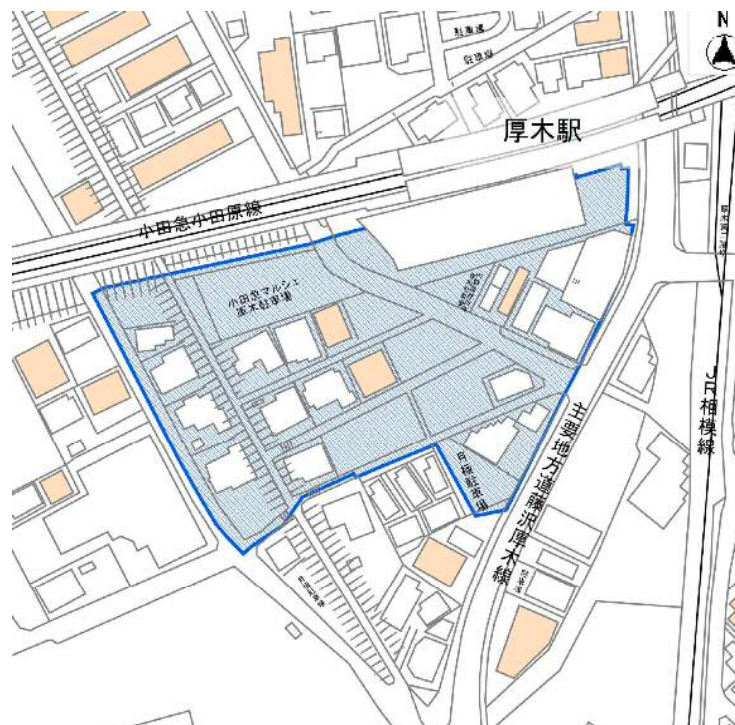
(理由) 翌年度の事業を前倒して執行し、早期完成を図るため



③厚木駅南地区市街地再開発事業公共施設等整備負担金

1,298,329 千円

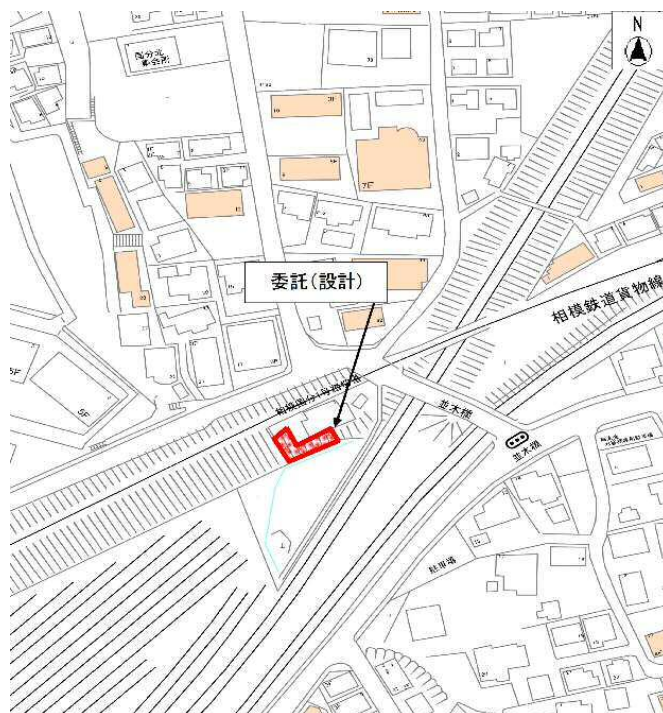
(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



④国分排水区水路用地法面工事詳細設計委託

4,928 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



⑤特殊地下壕（国分南）埋戻し工事等

76,076 千円

(理由) 近隣との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

⑥特殊地下壕（本郷）埋戻し工事

6,000 千円

(理由) 近隣との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

⑦今泉小学校増築工事設計委託

79,145 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

4 債務負担行為の補正

(1) 追加

①児童手当現況届印刷等業務

期 間：令和元年度～令和2年度 限度額： 2,245 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

②門沢橋保育園給食調理業務委託

期 間：令和元年度～令和4年度 限度額： 50,037 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

③指定収集袋作成委託

期 間：令和元年度～令和2年度 限度額： 116,871 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

④海老名中央公園指定管理委託

期 間：令和元年度～令和6年度 限度額： 99,190 千円

(理由) 指定管理者指定に向けた協定を年度内に締結したいため

⑤海老名駅自由通路指定管理委託

期 間：令和元年度～令和6年度 限度額： 118,810 千円

(理由) 指定管理者指定に向けた協定を年度内に締結したいため

⑥英語指導講師派遣

期 間：令和元年度～令和4年度 限度額： 219,375 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

5 地方債の補正

(1) 追加

①厚木駅周辺市街地再開発事業債 限度額 470,300 千円

(理由) 対象事業開始に伴う市債の増

②今泉小学校校舎増改築事業債 限度額 37,300 千円

(理由) 対象事業開始に伴う市債の増

(2) 変更

①コミュニティセンター大規模改修事業債 限度額 69,600 千円→97,800 千円

(理由) 対象事業開始に伴う市債の増

②資源化センター整備事業債 限度額 777,700 千円→ 762,800 千円

(理由) 対象事業費の減額に伴う市債の減

③道路橋りょう整備事業債 限度額 1,111,500 千円→ 1,091,300 千円

(理由) 対象事業費の減額に伴う市債の減

15 議案第82号 令和元年度海老名市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第1号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **1,948万円を追加し、**
予算総額を歳入歳出それぞれ **121億7,534万円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 12,155,860 千円・補正額 **19,480 千円**・補正後 12,175,340 千円

(1) 歳入

・保険給付費等交付金	15,000 千円
・一般会計繰入金	△80,119 千円
・決算に伴う純繰越	84,599 千円

合計 19,480 千円

(2) 歳出

・職員給与費	1,624 千円
・一般管理費	2,856 千円
・一般被保険者高額療養費	15,000 千円

合計 19,480 千円

2 債務負担行為の補正

(1) 追加

①オンライン資格確認対応業務

期 間：令和2年度

限度額：10,230 千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

16 議案第83号 令和元年度海老名市介護保険事業特別会計 補正予算（第2号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **4億5,053万4千円を追加し**、
予算総額を歳入歳出それぞれ **88億4,144万9千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：8,390,915千円・補正額：450,534千円・補正後：8,841,449千円

(1) 歳入

・保険者機能強化推進交付金	16,272千円
・介護保険事業費補助金	1,660千円
・一般会計繰入金	9,872千円
・介護保険給付費等準備基金繰入金	△16,272千円
・決算に伴う純繰越	439,002千円

合計 450,534千円

(2) 歳出

・職員給与費	11,478千円
・一般管理費	54千円
・介護保険給付費等準備基金元金	282,034千円
・国庫支出金等過年度分返還金	57,335千円
・一般会計繰出金	99,633千円

合計 450,534千円

17 議案第84号 令和元年度海老名市後期高齢者医療事業特別 会計補正予算（第1号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **2,514万3千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **16億9,240万5千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：1,667,262千円・補正額：**25,143千円**・補正後：1,692,405千円

(1) 歳入

- ・一般会計繰入金 △4,430千円
- ・決算に伴う純繰越 29,573千円

合計 25,143千円

(2) 歳出

- ・後期高齢者医療広域連合納付金 1,190千円
- ・職員給与費 △134千円
- ・一般会計繰出金 24,087千円

合計 25,143千円

18 議案第85号 令和元年度海老名市公共下水道事業会計
補正予算（第1号）

【収益的収入及び支出の補正】

(1) 収入：今回の補正は、117万円を減額し、
収入を31億3,892万6千円とするもの

・一般会計負担金 △1,170 千円

(2) 支出：今回の補正は、482万7千円を減額し、
支出を29億1,299万4千円とするもの

・職員給与費 △4,827 千円

【資本的収入及び支出の補正】

(1) 収入：今回の補正は、42万2千円を減額し、
収入を11億8,619万6千円とするもの

・一般会計負担金 △422 千円

(2) 支出：今回の補正は、86万3千円を減額し、
支出を21億3,902万9千円とするもの

・職員給与費 △863 千円